



## 諏訪保健所管内の飲食店で ノロウイルスによる食中毒が発生しました

本日、諏訪保健所は諏訪市内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、この施設の営業者に対し平成 30 年3月 23 日から3月 25 日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、3月 15 日及び 16 日に、この施設で食事をした2グループ 35 名中の2グループ 20 名で、環境保全研究所が行った検査により、患者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

### 【事件の探知】

平成 30 年3月 19 日、諏訪保健所に茅野市内の事業所から「この飲食店で宴会を行った後に、従業員複数名が胃腸炎症状を呈した。」旨の連絡がありました。

### 【諏訪保健所による調査結果概要】

- 患者は、3月 15 日及び 16 日にこの施設で食事をした2グループ 35 名中の2グループ 20 名で、3月 17 日午前 4 時頃から下痢、吐き気、嘔吐、発熱などの症状を呈していました。
- 患者は、この施設が調理した食事を共通して喫食していました。
- 環境保全研究所が行った検査により、患者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の症状は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 医師から食中毒の届出がありました。
- これらのことから、諏訪保健所はこの施設で調理された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	諏訪保健所	
患者関係	発症日時	3月 17 日 午前 4 時頃から
	患者症状	下痢、吐き気、嘔吐、発熱など
	患者所在地	茅野市、諏訪市など
	患者数及び喫食者数	患者数／喫食者数 : 20 名／35 名 (患者内訳) 男性 : 14 名 (年齢 : 20~40 歳代) 女性 : 6 名 (年齢 : 20~40 歳代)
	入院患者数	0 名
	医療機関受診者数	2 名 (受診医療機関数 : 2 か所)
原因食品	当該施設で提供された食事	
病因物質	ノロウイルス	
原因施設	施設所在地 諏訪市 営業許可業種 飲食店営業 (一般食堂)	
措置	食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による営業停止 営業停止期間 : 平成 30 年3月 23 日から3月 25 日までの3日間 (この施設は3月 21 日から営業を自粛しています。)	

[参 考]

患者へ提供された主なメニュー	<b>【3月15日提供メニュー】</b> 生ガキ、カキフライ、魚のトマト煮、唐揚げ、サラダ、カルパッチョ、パスタ（ペンネ）、鶏モモ炒め、ティラミス等 <b>【3月16日提供メニュー】</b> 生ガキ、カキのワイン蒸し、パスタ、シーザーサラダ、カルパッチョ、金目鯛のアクアパッツァ、鶏唐揚げ等	
検査結果	ノロウイルス	患者 便：13検体中12検体から検出

[参 考] 長野県内（長野市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

平成 29 年度 （うち 長野市）	13 件 （5 件）	295 名 （95 名）
平成 28 年度 （うち 長野市）	15 件 （5 件）	162 名 （24 名）

～～ ノロウイルスによる食中毒とは ～～

[特 徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

[症 状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいなと思ったら早めに医療機関で受診してください。

[予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、**石けんで手を十分に洗いましょう。**

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する**料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。**

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、**熱湯や漂白剤で殺菌して使いましょう。**

患者さんの嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中

諏訪保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係  
 (次長)熊谷 健吉 (課長)佐々木 強 (担当)高井 剛介  
 電話:0266-57-2929(直通) 0266-53-6000(内線2250)  
 FAX:0266-57-2953  
 E-mail suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係  
 (課長)清澤 哲朗 (担当)久保田 耕史 岡野 美鈴  
 電話:026-235-7155(直通) 026-232-0111(内線2661)  
 FAX:026-232-7288  
 E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp